

【返戻に伴う再請求について】

(平成 22 年 8 月 1 日現在)

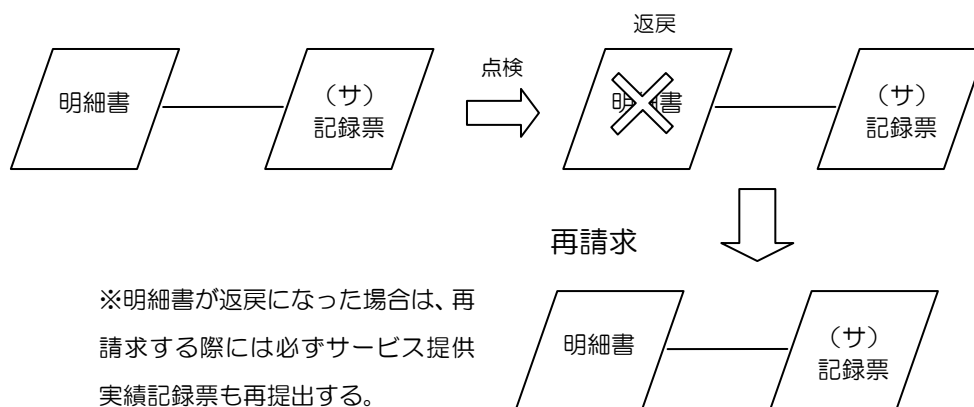
請求明細書等の返戻に伴う再請求等については、種別（請求明細書、サービス提供実績記録票及び利用者負担上限額管理結果票）のエラーにより対応が一樣ではないため、再請求する際は下記を参考に行ってください。

(1) 請求明細書

返戻 ⇒ 請求明細書を修正し、「サービス提供実績記録票」を併せて提出する。

※請求明細書が返戻になった場合は、サービス提供実績記録票も返戻になるので、再請求する場合は、請求明細書に当該実績記録票を併せて提出しなければならない。

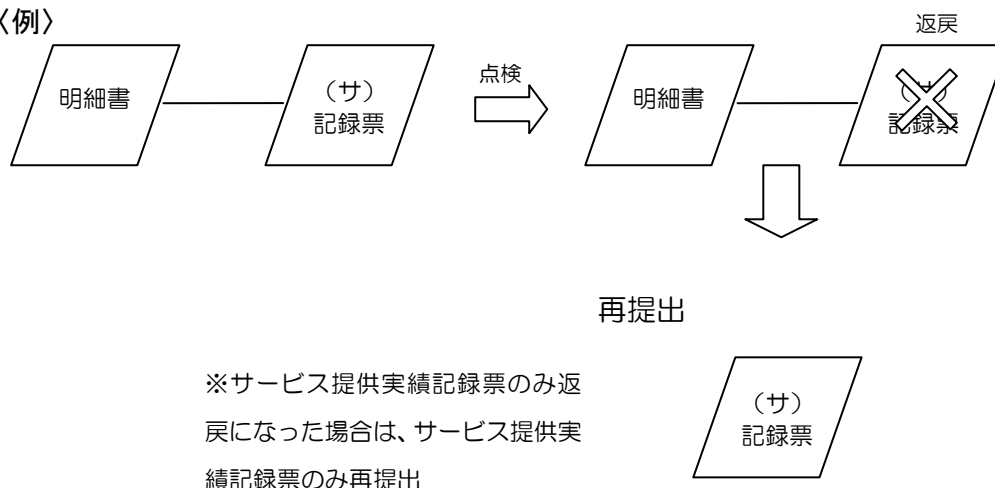
〈例〉



(2) サービス提供実績記録票

返戻 ⇒ サービス提供実績記録票を修正し再送する。

〈例〉



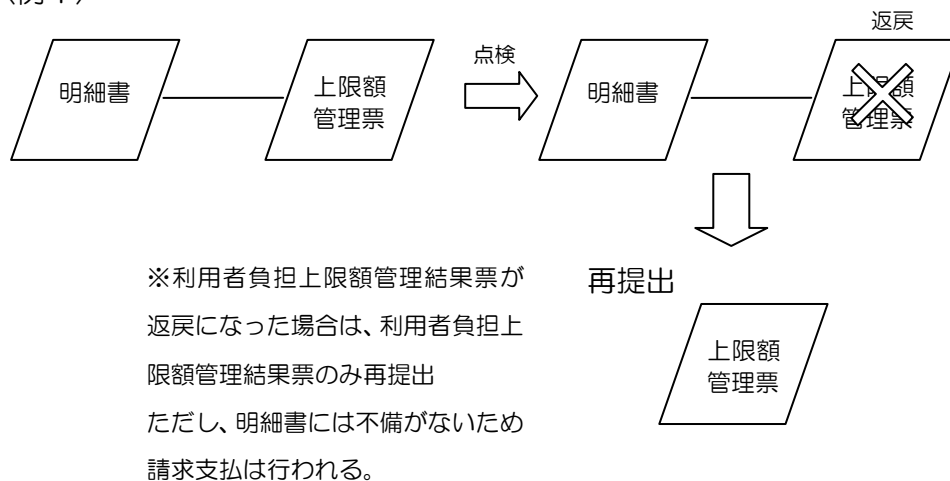
ただし、明細書には不備がないため請求支払は行われる。

(3) 利用者負担上限額管理結果票(上限管理事業所が対応)

返戻 ⇒ 利用者負担上限額管理結果票を修正して再送

※請求明細書やサービス提供実績記録票が返戻になっても、当該上限管理結果票は返戻とはならない。

〈例1〉



〈例2〉

